

休日出勤について考える！

8月15日の台風10号接近により、行き先変更により乗り継ぎ変更で休憩時間の減少等がある中、乗務お疲れ様でした。JR東海・東海道新幹線では1割程度の列車の運休、JR西日本・山陽新幹線では新大阪から小倉間で終日運休になりました。JR東海会社はお盆輸送ニーズに対応するため、次の日の8月16日と17日に臨時のぞみ号を13本を増発すると発表し、これに伴い、多くの休日出勤が発生しました。

今回の休日出勤は急遽ではありますが、会社と労基法36条に基づき締結している「時間外及び休日の労働に関する協定」の

第2条 次の場合に時間外労働及び休日労働をさせることができる。

(5) 災害その他により事故が発生したとき、もしくは、災害の発生が予想される場合において、警戒を要するとき。

(7) 列車の臨時増発等臨時的業務の処理をする必要があるとき。

の定めに則った休日出勤です。

東海会社は今年度2～3泊の休日出勤を計画しています。今回の休日出勤と違い、あらかじめ計画される一方的休日出勤は労基法36条の定めに反するものと言えます！

**本人の同意のない
一方的な休日出勤に反対します！**